

青森県報

第三千六百十九号

平成二十四年
十一月十九日
(月曜日)

目 次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………一

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………一

生活保護法による医療機関の指定……………二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………二

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………二

漁業の許可等の申請期間……………三

道路の区域の変更……………三

道路の供用の開始……………四

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………四

右 同……………四

右 同……………四

右 同……………五

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………五

右 同……………六

地籍調査の成果の認証……………六

(青少年男女共同) 参画課……………一

(健康福祉) 政策課……………一

(高齢福祉) 保険課……………二

(障害福祉) 課……………二

(水産振興) 課……………三

(道路) 課……………三

(同)……………四

(民生生活) 文化課……………四

(同)……………四

(同)……………四

(同)……………五

(同)……………五

(商工政策) 課……………五

(同)……………六

(農村整備) 課……………六

告 示

青森県告示第八百九号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種 別	名 称	発 行 者 (製作者)名	該 当 条 項
一三〇七	書籍	裏モノ JAPAN EX MAX! 〇一八〇五 十二月号	鉄人社	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
一三〇六		miniバラ 〇二〇九 十二月号	ぶんか社	
一三〇五		微熱 SUPER デラックス 〇八四九三 十二月号	竹書房	
一三〇四		コミックア クア「AQUA」 〇七六八九 十二月号	セブン新社	
一三〇三		コミックア クア「AQUA」 〇七六八九 十二月号	オークラ出版	

青森県告示第八百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指
定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に
より告示する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
碓ヶ関調剤薬局	平川市碓ヶ関鯨森五五の二七	平成四・九三〇

青森県告示第八百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
碓ヶ関調剤薬局 いちご薬局八戸 日赤前店	平川市碓ヶ関鯨森五五の二七 八戸市大字田面木字堤下二二の三	平成四・一〇・一 二四・二・一

青森県告示第八百一十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社三笠パトナ	平川市本町北柳田一の一五	福祉用具貸与	株式会社三笠パトナ	平川市本町北柳田一の一五	平成四・二・一五

株式会社三笠パトナ	平川市本町北柳田一の一五	特定福祉用具販売	株式会社三笠パトナ	平川市本町北柳田一の一五	"
-----------	--------------	----------	-----------	--------------	---

青森県告示第八百一十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社三笠パトナ	平川市本町北柳田一の一五	介護予防福祉用具貸与	株式会社三笠パトナ	平川市本町北柳田一の一五	平成四・二・一五
株式会社三笠パトナ	平川市本町北柳田一の一五	特定介護予防福祉用具販売	株式会社三笠パトナ	平川市本町北柳田一の一五	"

青森県告示第八百一十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
いちご薬局八戸日赤前店	八戸市大字田面木字堤下二二の三	平成四・二・一

青森県告示第八百十五号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十五年一月四日から同月十四日まで

備考

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
3	県 道	折茂上北町 停車場線	上北郡東北町大字大浦字南家裏一四の二九から 上北郡東北町大字大浦字南平二の四九まで	前	二五・八〇メートルから	二五・八〇メートル			
				後	二八・〇〇メートルまで	二五六・〇〇メートル			
2	県 道	三沢七戸線	上北郡東北町大字大浦字南家裏一四の七五から 上北郡東北町大字大浦字南平二の二二まで	前	二一・三〇メートルから	二一・三〇メートル			
				後	二七・八〇メートルまで	二三五・〇〇メートル			
1	国 道	一〇一号	西津軽郡深浦町大字松神字下浜松三三の五から 西津軽郡深浦町大字松神字中浜松二〇五の一まで	前	一一・四〇メートルから	一一・四〇メートル			
				後	一五・八〇メートルまで	七四・〇〇メートル			

一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業

二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十号の各漁業権漁場の区域

三 操業期間 平成二十五年二月一日から同年七月三十一日まで

四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 百四十一隻

青森県告示第八百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十二月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十二月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道三沢七戸線 県道折茂上北町停車場線	上北郡六戸町大字犬落瀬字下林代二二の一から上北郡六戸町大字犬落瀬字下林代六の三まで 上北郡東北町大字大浦字南家裏一四の二九から上北郡東北町大字大浦字南平二の四九まで	平成二四・二・二九 "

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人資源循環型社会発信地域創造グループ

三 代表者の氏名

柏谷 富紀子

四 主たる事務所の所在地

上北郡横浜町字横浜六三

五 定款に記載された目的

この法人は、廃棄物の収集、運搬、再生資源化、処分等に関し、これらの減量及び十分な利用等の促進を行うとともに、地球環境への有害物質の、検査及び不法な投棄を防止するための監視活動を行うことにより、資源循環型社会の健全な育成を
はかり、地球環境の保全及び人類の幸福に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年十一月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森福祉住環境生活サポートネット

三 代表者の氏名

成田 敏隆

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字丸山一八三の一九

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県を基盤として高齢者や障害者に対して住みやすい住環境と暮らしや将来の不安解消について体系的に提案し、各種の専門職と連携をとりながら適切な支援活動を行い、安心して暮らせる環境をつくることにより、広く社会福祉

の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十四年十一月二日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森・川・海の環境保全ネット八戸

- 三 代表者の氏名

篠原 光宏

- 四 主たる事務所の所在地

八戸市根城八丁目六の二株式会社近田会計事務所内

- 五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及び周辺地域の住民に対して、森・川・海をはじめとする自然環境の保全活動等を行うことにより、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日

平成二十四年十一月五日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人めいりんこネット

- 三 代表者の氏名

清藤 浩之

- 四 主たる事務所の所在地

平川市

- 五 定款に記載された目的

この法人は、地域の持つ豊かな生活文化や四季のうつろいを感じさせる自然の美しさなどの資源を活用し、観光・交流・体験の地域コーディネート組織として活動することにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー五所川原店

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ

- 三 代表取締役社長 捧雄 一郎

新潟県新潟市南区清水四五〇一の一

- 四 意見の概要

県の意見なし

- 五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十四年十一月十九日から同年十二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター青森階上店

三戸郡階上町大字道仏字天当平一の一四七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇一の一

代表取締役社長 捧雄一郎

三 意見の概要

意見の概要なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び階上町役場

2 期間

平成二十四年十一月十九日から同年十二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

地籍調査の成果の認証

五所川原市及び青森市が行つた次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十四年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
五所川原市	飯詰	影日沢の一部 石田の一部
青森市	細越	外長沢の一部

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------